

■太田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

問 当該職員が各休業を取得した際、その間の給料が保証されるか否か伺います。
 答 取得期間中は無給となります。

審査結果 原案可決

■太田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

問 本条例第26条第5項の休職者の給与において、分限に関する条例における事由により該当となった場合、つまり、災害により生死不明等となった職員について、給料および各種手当の支給を可能とするものですが、現行制度における規定について伺います。

答 今まで規定されていなかったことから、休職者の親族の生活への配慮に係る部分等が予想されるため、改めて明文化したものです。

審査結果 原案可決

■市長等の給与に関する条例の一部改正について

審査結果 原案可決

■太田市議会の議員の議員報酬、費用弁償および期末手当に関する条例の一部改正について

問 若年世代には、雇用形態の変化による影響もあり、国内のみならず、国際社会においても貧困の問題があることは否めないことから、本会議において、特別職や議員の期末手当を増額すべきではないとの質疑もなされましたが、そのことに対する考え方を伺います。

答 執行者としては、国の規定に準拠すること以外に合理的な額を算出するすべはありません。
 審査結果 原案可決

料にする考えはありません。

審査結果 原案可決

■太田市尾島健康福祉増進センター条例の一部改正について

審査結果 原案可決

■太田市新田温泉スタンド条例の廃止について

審査結果 原案可決

■指定管理者の指定について(太田市尾島ぴっころ地域活動支援センター)

審査結果 原案可決

■指定管理者の指定について(21件)

- 太田市尾島児童館
- 太田市尾島小放課後児童クラブ・太田市尾島小第2放課後児童クラブ
- 太田市世良田児童館・太田市世良田児童館放課後児童クラブ
- 太田市木崎児童館・太田市木崎児童館放課後児童クラブ
- 太田市生品児童館・太田市生品児童館放課後児童クラブ
- 太田市綿打児童館・太田市綿打児童館放課後児童クラブ
- 太田市藪塚本町児童館・太田市藪塚本町児童館放課後児童クラブ
- 太田市九合小放課後児童クラブ・太田市九合小第2放課後児童クラブ
- 太田市宝泉小放課後児童クラブ
- 太田市沢野中央小放課後児童クラブ
- 太田市宝泉東小放課後児童クラブ
- 太田市城西小放課後児童クラブ・太田市城西小第2放課後児童クラブ
- 太田市太田小放課後児童クラブ
- 太田市中央小放課後児童クラブ・太田市中央小第2放課後児童クラブ
- 太田市旭小放課後児童クラブ

- 太田市葦川小放課後児童クラブ・太田市葦川小第2放課後児童クラブ
- 太田市駒形小放課後児童クラブ・太田市駒形小第2放課後児童クラブ
- 太田市鳥之郷小放課後児童クラブ・太田市鳥之郷小第2放課後児童クラブ
- 太田市強戸小放課後児童クラブ・太田市強戸小第2放課後児童クラブ
- 太田市休泊小放課後児童クラブ・太田市休泊小第2放課後児童クラブ
- 太田市宝泉南小放課後児童クラブ

問 太田市木崎児童館および太田市木崎児童館放課後児童クラブの管理における直営から指定管理への変更の根拠を伺います。

答 民間の持つノウハウを児童館や放課後児童クラブへ有効に活用してもらうために変更しました。

審査結果 原案可決



■指定管理者の指定についての変更について(2件)

- 太田市太田東小放課後児童クラブ
- 太田市葦川西小放課後児童クラブ

問 義務教育学校開校時における放課後児童クラブの運営について伺います。

答 義務教育学校内に新しく放課後児童クラブを設置する予定であり、滞りなく引き継げるよう、両保護者会に丁寧な対応をしていきたいと考えます。

審査結果 原案可決

市民文教委員会

■太田市印鑑条例の一部改正について

審査結果 原案可決

■太田市行政センター条例の一部改正について

問 尾島および世良田行政センター統合の効果について伺います。

答 統合により人件費の削減が見込めますが、それ以上に行政センターという地域の拠点が一気に集約されることで、尾島・世良田両地区の一体的なまちづくりを図ることができ、かつ効率的な地域運営が行えるということが考えられます。

審査結果 原案可決



■太田市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

問 義務教育学校における教科担任制導入等で生じる諸課題について伺います。

答 教科担任制は学級担任制と比べて教材研究時間の減少が考えられるため、教員の負担軽減が期待できること、また、専門教科のみを担当することで、より専門的知識を授業に生かすことができ、生徒にとって分かりやすく楽しい授業になることが考えられます。なお、教科担任制により教員1人が受け持つ生徒数が増えることについては、義務教育学校の理念でも

ある「多数の教員で1人の生徒を見る」、「何か課題があったらみんなで対応する」というような形で対応していきたいと考えます。

審査結果 原案可決

■太田市生涯学習センター条例の一部改正について

問 本条例の改正の目的を伺います。

答 現在、市が管理する太田市民会館等を規定した太田市文化施設条例においても、指定管理者による管理を行わせることができる旨を定めており、市が管理を行っている当該生涯学習センターにおいても、将来的な管理方法の選択肢の一つとして指定管理委託を可能にするためです。

審査結果 原案可決

■教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、令和2年度政府予算に係る意見書提出に関することについて

問 義務教育費における負担割合を伺います。

答 教育費にはさまざまなものが含まれますが、一番大きな割合を占めているのが教職員の給与です。本市には現在約1,250人の県費負担教職員がおり、県は国庫負担が3分の1に縮小されてから相当な金額を負担していると考えられます。国庫負担の2分の1復元が実現し、人件費の負担が軽減されれば、現在実施している事業の拡大等が考えられるため、さらなる教育の充実が図れると考えます。

審査結果 採択

料を値下げ、または無料にする考え方について伺います。

答 市内他施設および近隣他市における使用料の状況を鑑み、値下げまたは無

都市産業委員会

■太田国際貨物ターミナル条例の一部改正について

問 会議室の利用状況を伺います。

答 通関業者やフォワーダーと呼ばれる貨物利用運送事業者が主な利用者であり、会議室全体の利用件数は、平成28年度69件、29年度71件、30年度80件ですが、この3年間において大会議室の利用はされていません。このことから、利用形態を変えてスペースの利活用を図り、施設全体の利便性の向上につなげたいと考えています。

審査結果 原案可決

■太田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部改正について

問 耕作放棄地や荒廃農地の問題に直面している状況下で、農地利用最適化推進委員の定数を法令に定める基準により算出された定数上限の62人を下回る数とした理由および農地利用最適化推進委員のこれまでの活動実績を伺います。

答 法令により定める農業委員の定数と

のバランスを考慮し、農地利用最適化推進委員の定数を33人としました。本市における耕作放棄地対策の昨年度実績は、対前年度比約20%縮減の成果を上げており、このことは、農業委員はもとより、農地利用最適化推進委員の方々の戸別訪問や農地の貸し借りのあっせんなど、地域に密着した継続的な現場活動を大きなよりどころとします。

審査結果 原案可決

■太田市下水道条例の一部改正について

問 指定工事店および責任技術者の欠格事項に追加される項目において、「精神機能の障害」という文言を使用することの適否について伺います。

答 国から指針として示された標準下水道条例に準拠した条例の一部改正であり、他の多くの自治体においてもこの文言が使用されます。

審査結果 原案可決

■太田市下水道事業受益者負担に関する

健康福祉委員会

■太田市新田福祉総合センター条例の一部改正について

問 市外の70歳以上の利用者や障害者等に対して、福祉増進の観点から使用